

謹啓 時下益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

保健医療行政の運営につきましては、日頃から格別のご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当協議会におきましては、今般、「第25回医療経済実態調査（医療機関等調査）」を実施することとし、令和7年5月末頃までに調査対象施設へ調査票を送付いたします。

この調査は、病院、一般診療所、歯科診療所及び保険薬局における医業経営の実態を明らかにし、社会保険診療報酬に関する基礎資料を整備することを目的として2年に1度行っております。

この調査の結果は、令和8年度診療報酬改定についての議論のための重要な基礎資料として活用されます。

日々の診療などでお忙しい状況であるとは存じますが、是非ともご協力賜りますようお願い申し上げます。

調査票は無作為抽出した医療機関等に送付いたしますが、調査対象となった医療機関等におかれましては、有効回答率向上のためご回答いただけますよう、会員等の方々に対し、ご周知方ご協力を賜りたくご依頼申し上げます。

敬具

一般社団法人 外科系学会社会保険委員会連合 会長 殿

令和7年5月30日

中央社会保険医療協議会

会 長 小塩 隆士

厚生労働省保険局

局 長 鹿沼 均

令和7年 5月

開設者
様
管理者

「第25回 医療経済実態調査（医療機関等調査）」へのご協力をお願い

謹啓 時下益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

保険医療行政の運営につきましては、日頃から格別のご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当中央社会保険医療協議会は、厚生労働大臣の諮問に応じて審議・答申などを行っておりますが、このたび、「第25回医療経済実態調査（医療機関等調査）」を実施することといたしました。

この調査は、病院、一般診療所、歯科診療所及び保険薬局における医業経営の実態を明らかにし、次期診療報酬改定に関する基礎資料を整備することを目的として2年に1度行っております。

今回の調査に当たっては、調査対象約10,000（箇所数）施設を無作為に抽出いたしました。

ご回答は、原則全ての調査項目についてお願い申し上げます。ただし、令和5年及び令和6年の税務申告において青色申告を行った個人立一般診療所・個人立歯科診療所については、特別に調査項目を一部省略する形式にて回答いただくことも可能です。

また、ご回答いただきました施設につきましては、後日、本調査の集計結果から、別図のとおり、経営状況に関する他施設との比較情報をお送りいたします。

なお、この調査業務・集計業務は株式会社健康保険医療情報総合研究所に委託しています。

また、この調査は統計法に基づき一般統計調査として承認されており、調査報告の秘密は保持され、調査票は集計して調査結果を得るためだけに使われます。

この調査の内容に関するご質問は、厚生労働省の医療経済実態調査事務局にご連絡いただきたく存じます。

厚生労働省としましては、今後も社会保険診療報酬の充実に努めてまいりますので、ご多忙の折、大変恐縮に存じますが、調査の趣旨をご理解の上、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

敬具

中央社会保険医療協議会
会長 小 塩 隆 士

厚生労働省保険局
局長 鹿 沼 均

この調査の結果は、令和8年度診療報酬改定についての議論のための重要な基礎資料として活用されます。

日々の診療などでお忙しいなかとは存じますが、是非ともご協力賜りますようお願い申し上げます。

【別図：ご回答いただいた施設にお送りする情報の内容（イメージ）】

施設の類型ごとの平均と比較した、収益や費用、損益率の状況が分かる情報をお届けします。

「第25回医療経済実態調査（医療機関等調査）」 ご協力の御礼

拝啓 時下ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、先日は「第25回医療経済実態調査（医療機関等調査）」にご協力いただき、誠にありがとうございました。

本調査の集計結果は以下のURLに公開させていただいております。

「第25回医療経済実態調査の報告（令和5年実施）」
https://www.mhlw.go.jp/bunya/isyohoken/database/zenpan/jittaityousa/25_houkoku.html

右ページの図表は本調査の集計結果から、損益率の分布状況及び貴施設の損益率を示したグラフと、1施設当たりの平均の構成比率と貴施設の構成比率を示した表となります。参考となれば幸いです。（本図表は、本状のみでの報告であり、一般公開はされていません。）

重ねてとなりますが、本調査へのご協力に対し厚く御礼申し上げます。

敬具

令和7年2月16日

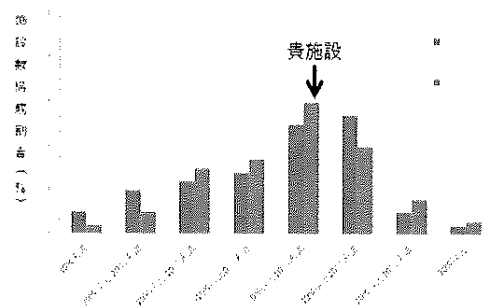
厚生労働省
中央社会保険医療協議会
医療経済実態調査事務局

【図表について】

損益率・ ・ ・ 損益差額 / (医療・介護収益)
(医療・介護収益) - 医療・介護費用

構成比率・ ・ ・ 医療・介護収益に対する各費用科目の割合

収益（一般診療）
区分：病床区分_200床未満・入院基本料区分



令和6年3月末までの事業年（度）の構成比率

	構成比率(前々年度)		構成比率(前年度)	
	貴施設	区分平均	貴施設	区分平均
医療・介護収益				
医療・介護費用				
(うち)医薬品費、診療材料費、医療消耗器具備品費、検査材料費				
(うち)給与費				
(うち)委託費				
(うち)設備関係費				
(うち)経費（水道光熱費、医療技術開発費等）				
(うち)その他の医療・介護費用				
損益差額				

日医発第 350 号（保険）
令和 7 年 5 月 27 日

外科系学会社会保険委員会連合
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
長 島 公 之
(公 印 省 略)

第25回医療経済実態調査（医療機関等調査）の協力依頼について

「第 25 回中医協医療経済実態調査」は、令和 8 年 4 月に予定されております診療報酬改定の基礎資料を整備することを目的にした大変重要な調査であります。この調査によって医療現場の実態を把握できるよう、できるだけ多くの医療機関にご協力いただきたいということで、医師会、病院団体等を通じて、各医療機関にご理解・ご協力のお願いをしているところであります。

さらに、中医協では、調査の回収率向上を図るため、各診療科の関係学会・医会等にも調査のご協力をお願いするよう意見があったことから、厚生労働省より、貴会あてに調査への協力依頼文書が送付される予定であります。

つきましては、貴会会員のご理解・ご協力が得られますよう、特段のご配慮を賜りたく、何卒よろしくお願い申し上げます。

なお、本調査の調査票提出期限は、令和 7 年 7 月 18 日となっておりますことを申し添えます。

<添付資料>

第25回医療経済実態調査（医療機関等調査）要綱（案）
（令 6.12.18 中央社会保険医療協議会資料）

第 25 回医療経済実態調査（医療機関等調査）要綱（案）

1 調査の目的

病院、一般診療所、歯科診療所及び保険薬局における医業経営等の実態を明らかにし、社会保険診療報酬に関する基礎資料を整備することを目的とする。

2 調査の内容

病院、一般診療所、歯科診療所及び保険薬局について、施設の概要、損益の状況、従事者の人員及び給与の状況等の調査を行う。

3 調査の対象

社会保険による診療・調剤を行っている全国の病院、一般診療所、歯科診療所及び 1 月間の調剤報酬明細書の取扱件数が 300 件以上の保険薬局を対象とする。

ただし、開設者が医育機関（特定機能病院及び歯科大学病院は除く）であるもの、特定人のために開設されている閉鎖的なもの、感染症病床のみを有する病院、結核療養所、原爆病院、自衛隊病院等の特殊な病院、刑務所・船内等に設置される一般診療所及び歯科診療所は除外する。

また、歯科併設の一般診療所、臨床検査センター、夜間診療所、巡回診療所及び 1 月間の診療時間が 100 時間未満であると推定された医療機関は調査対象から除外する。

4 調査の客体及び抽出方法

調査対象となる医療機関等から、それぞれ次の方法によって抽出した施設を調査客体とする。

(1) 病院

ア 層化無作為抽出法による。

イ 第 1 の層化は、D P C 対象病院の指定を受けている病院と指定を受けていない病院に分類し、この区分によって行う。

ウ 第 2 の層化は、介護療養施設サービス事業を行っている病院と行っていない病院に分類し、この区分によって行う。

エ 第 3 の層化は、病床数が 200 床以上、200 床未満に分類し、この区分によって行う。

オ 第 4 の層化は、院外処方の有無別に分類し、この区分によって行う。

カ 第5の層化は、全国の都道府県を次の9の地域に分類し、この区分によって行う。

地 域	都 道 府 県
北 海 道	北海道
東 北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
関 東	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨、長野
東 海	岐阜、静岡、愛知、三重
北 陸	富山、石川、福井
近 畿	滋賀、京都、奈良、大阪、兵庫、和歌山
中 国	鳥取、島根、岡山、広島、山口
四 国	徳島、香川、愛媛、高知
九 州	福岡、佐賀、長崎、大分、熊本、宮崎、鹿児島、沖縄

キ 第6の層化は、全国を国家公務員の地域手当における級地区分の7区分とその他の地域に分類し、この区分によって行う。

ク 第7の層化は、一般病院（特定機能病院、歯科大学病院及び子ども病院を除く）、精神科病院（許可病床のすべてが精神病床であるもの）別に開設者（国立、公立、公的、医療法人、社会保険関係法人、その他法人、個人）ごとに分類し、この区分によって行う。

ケ 抽出率は、特定機能病院、歯科大学病院及び子ども病院については1／1、その他については1／3とする。

(2) 一般診療所

ア 層化無作為抽出法による。

イ 第1の層化は、入院患者の有無別に分類し、この区分によって行う。

ウ 第2の層化は、主たる診療科別に分類し、この区分によって行う。

エ 第3の層化は、介護療養施設サービス事業を行っている一般診療所と行っていない一般診療所に分類し、この区分によって行う。

オ 第4の層化は、院外処方の有無別に分類し、この区分によって行う。

カ 第5、第6の層化は、病院と同じ地域分類（第5、第6層化）によって行う。

キ 抽出率は1／15とする。

(3) 歯科診療所

- ア 層化無作為抽出法による。
- イ 第1の層化は、院外処方の有無別に分類し、この区分によって行う。
- ウ 第2、第3の層化は、病院と同じ地域分類（第5、第6層化）によって行う。
- エ 第4の層化は、常勤の歯科医師数を、1人、2人以上の区分に分類し、この区分によって行う。
- オ 抽出率は1／50とする。

(4) 保険薬局

- ア 層化無作為抽出法による。
- イ 第1、第2の層化は、病院と同じ地域分類（第5、第6層化）によって行う。
- ウ 第3の層化は、開設者（個人、法人）の別に分類し、この区分によって行う。
- エ 抽出率は、同一敷地内薬局（特別調剤基本料Aを届け出ている保険薬局）については1／4、その他については1／25とする。

5 調査主体

中央社会保険医療協議会

6 調査の時期

令和7年3月末までに終了する直近2事業年（度）の2年間について実施する。

7 調査の事項

調査票に掲げる事項とする。

8 調査の方法

- (1) 調査は、郵送方式及びホームページを利用した電子調査方式により行う。
- (2) 調査票の記入は、医療機関等管理者の自計申告の方法による。

9 結果の公表

調査の結果については、中央社会保険医療協議会の議を経て、速やかに公表する。